第1章 特別支援学級担任としての役割

1 特別支援学級の位置付け

特別支援学級の設置は、学校教育法第81条によって位置付けられています。

学校教育法第81条 (特別支援学級)

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに 該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学 大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

- ② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児 童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。
 - 一 知的障害者 ニ 肢体不自由者 三 身体虚弱者 四 弱視者 五 難聴者 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの
- ③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、 又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

様々な障害や困難さのある児童生徒に対して、学びの場を特別支援学級とすることができます。学びの場の決定に当たっては、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と 市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援についての合意形成を図りながら進めていきます。

- ②の「その他障害のある者」とは、言語障害者、自閉症・情緒障害者を指します。愛知県 (名古屋市を含む)には、知的障害、肢体不自由、病弱(次の段落を参照)・身体虚弱、弱 視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の7つの障害種の特別支援学級があります。
- ③について、愛知県では、比較的長期にわたって病院に入院している子どもを対象に、病院内に特別支援学級を設置して教育を行っています。病院内の学級とは、入院している病院の近くの学校を本校(在籍校)として、病院内に設けられている学級です。そのため、転校して病院内の特別支援学級に在籍することになります。ここでは、病院の職員との連携を取りながら、健康の回復・改善のための指導を行うとともに、各教科の指導内容を精選し、特に身体活動を伴う学習については指導方法を工夫するなど、様々な配慮をしています。現在、小学校に18校、中学校に8校が設置されています(名古屋市を含む)。また、特別支援学校による訪問教育(一部病院では病院施設内に学級があります)を受けることもできます。

愛知県では、平成27年度からは小学校で、平成28年度からは中学校で、1人から教室の新設を可能とすることで、障害のある児童生徒の教育的ニーズにより細やかに対応できるようにしました。

2 教育課程の編成

特別支援学級の教育課程の編成については、学習指導要領に示されています。

学習指導要領(第1章第4の2の(1)のイ)

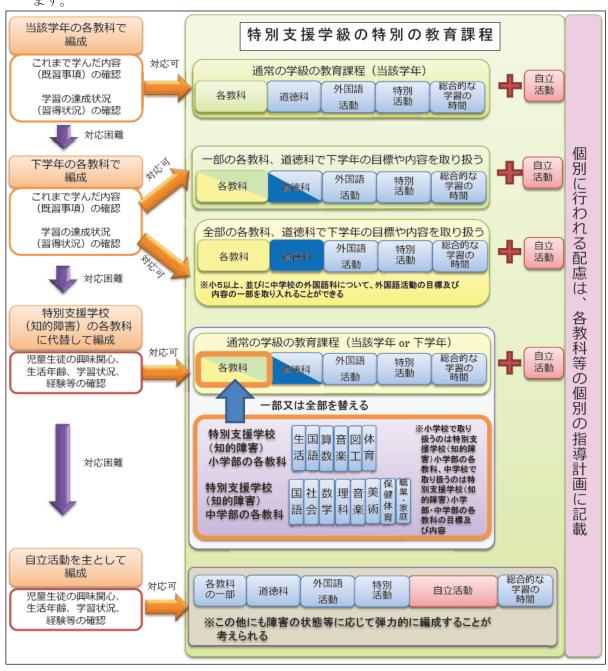
特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

- (7) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
- (4) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

特別支援学級では、自立活動は必ず行わなければなりません。また、各教科等については、 まずは当該学年の教育課程を実施することが可能かどうかを判断することが必要です。

当該学年の教育課程の実施が難しいときは、下図のような考え方で編成を進めます。大切なことは、本人・保護者の意見を十分聞いた上で教育課程の編成を進めることです。

特に、下学年の目標や内容を取り扱ったり、特別支援学校の各教科に一部または全部を替えたりする場合、卒業までに履修できない教科の内容等があることや、文章表記による評価を実施することなどを、事前に本人・保護者に説明し、理解を得なければなりません。この過程では、必要に応じて管理職が関わるなど、学校として丁寧な対応をすることが求められます。



〔図表1 特別支援学級の教育課程の例〕

3 自立活動

特別支援学級における自立活動の目標は、1ページで紹介したように、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図ることにあります。また、自立活動には、6区分27項目の内容があります。

自立活動の内容は、各教科のようにその全てを取り扱うものではありません。個々の児童 生徒の実態把握によって指導すべき課題を抽出し、課題相互の関連を検討した上で指導目 標、指導内容を定めて指導します。

計画の立て方や指導の具体例は、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説(自立活動編) を参照してください。

区分	項目
1健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
にに成めばい	(2)病気の状態の理解と生活管理に関すること。
	(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。
	(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。
	(5)健康状態の維持・改善に関すること。
2 心理的な安定	(1)情緒の安定に関すること。
2心理的な女に	(2)状況の理解と変化への対応に関すること。
	(3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
 3人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。
3 人间舆际07/6/3	(2)他者の意図や感情の理解に関すること。
	(3)自己の理解と行動の調整に関すること。
	(4)集団への参加の基礎に関すること。
 4環境の把握	(1)保有する感覚の活用に関すること。
4環境の危煙	
	(2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。
	(3)感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
	(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動 に関すること。
こり仕の私も	(5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。
5身体の動き	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
	(2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
	(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
	(4)身体の移動能力に関すること。
	(5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。
6コミュニケーション	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
	(2)言語の受容と表出に関すること。
	(3)言語の形成と活用に関すること。
	(4)コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
	(5)状況に応じたコミュニケーションに関すること。

〔図表2 自立活動の区分と項目〕

4 交流及び共同学習

(1) 交流及び共同学習の意義・目的

交流及び共同学習の目的については、学習指導要領に示されています。

学習指導要領 (第1章第5の2のイ)

他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動 する交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を 深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会 となるなど、大きな意義があります。

また、交流及び共同学習は、学校卒業後も、障害のある子供にとっては、様々な人々と共に助け合って生きていく力となり、積極的な社会参加につながるとともに、障害のない子供にとっては、障害のある人に自然に言葉を掛けて手助けをしたり、積極的に支援を行ったりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、共に支え合う意識の醸成につながります。

交流及び共同学習は、相互の触れ合いを通して豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この両面を推進していく必要があります。交流及び共同学習を推進することで、学校全体の教育活動が活性化されるとともに、子供たちの豊かな人間形成につながることが期待されます。

(2) 交流及び共同学習を進める上でのポイント

交流及び共同学習を計画し、実施していく上では、いくつかのポイントがあります。

年間指導計画に位置付け、校長のリーダーシップの下、学校全体で取り組むことが大切です。また、PDCAサイクルを活用して計画的・継続的な取組にする必要があります。

取組を進める上では、児童生徒を始め、交流及び共同学習に関わるすべての人が、その意義やねらい等を十分理解した上で進めることができるよう、事前の学習を行うことが必要です。また、その後の日常生活につながるよう、事後の学習で振り返りを行うことが大切です。

- ① 学校、子供たち、保護者等の関係者が、交流及び共同学習の意義やねらい等について、十分に理解する。
- ② 校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む体制を整える。
- ③ 交流及び共同学習の実施、事前の準備、実施後の振り返りについて、年間指導計画に位置付け、計画 的・継続的に取り組む。
- ④ 単発のイベントやその場限りの活動ではなく、継続的な取組として年間指導計画に位置付ける。
- ⑤ 事前に、活動のねらいや内容等について子供たちの理解を深める。
- ⑥ 障害について形式的に理解させる程度にとどまるものにならないよう、子供たちが主体的に取り組む 活動にする。
- ⑦ 事後学習で振り返りを行うとともに、その後の日常の学校生活において、障害者理解に係る丁寧な指導を継続する。
- ⑧ 活動後には、活動のねらいの達成状況、子供たちの意識や行動の変容を評価し、今後の取組に生かす。
- ③ 活動直後の状況だけではなく、その後の日常の生活における子供たちの変容をとらえる。

[図表3 交流及び共同学習のポイント]

5 個別の教育支援計画と個別の指導計画

(1) 個別の教育支援計画の位置付け

特別支援学級に在籍する児童生徒は、個別の教育支援計画の作成が義務となっています。 また、個別の教育支援計画、個別の指導計画の内容については、学習指導要領に示されてい ます。

学習指導要領(第1章第4の2の(1)のエ)

障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との 連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を 作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける 児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効 果的に活用するものとする。 個別の教育支援計画は、障害のある児童生徒の一人一人のニーズを把握し、適切に対応していくという考えで、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な教育的支援を行うことを目的に作成します。適切な教育的支援を行っていくためには、様々な関係機関と密接に連携することが不可欠です。

個別の指導計画は、各教科等を指導する際に、適切な支援・指導を行うことを目的に作成します。児童生徒の実態を的確に把握し、具体的な指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画となるようにします。

なお、個別の教育支援計画・指導計画については、個人情報の保護が確保されることが不可欠です。その管理については、文部科学省の省令に示されています。

省令を参考に、適切な管理を行うようにしてください。

(2) 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成と活用

はじめに、支援の全体像となる個別の教育支援計画を保護者とともに作成します。その後、 具体的な支援・指導を定めるため、個別の指導計画を作成することになります。

愛知県教育委員会特別支援教育課では、個別の教育支援計画の作成を啓発する資料として、「支援がつながる 個別の教育支援計画を始めましょう」を令和4年3月に作成しました。また、本リーフレットとともに、教職員向けに個別の教育支援計画の作成、活用、引継ぎについての手順及び留意事項をまとめたものを作成し、本課Webページに掲載しました。

個別の教育支援計画の作成と活用の手順は次のとおりです。なお、個別の教育支援計画・ 指導計画ともに、様式は各市町村教育委員会や各学校が定めています。

個別の教育支援計画の作成は、特別支援教育コーディネーターと担任が中心となって進めます。また、個別の教育支援計画は学校が中心となって作成します。ただし、本人・保護者と学校が共有するものであり、定期的に本人、保護者と内容を確認し、必要に応じて見直しをすることが必要です。また、合理的配慮については、配慮の内容や方法を本人・保護者と協議し、決定したものを個別の教育支援計画に明記します。

なお、本人、保護者から個別の教育支援計画の提示を求められた際に、最新のものをすぐ に見せることができるよう、追加や見直しをした際にはすぐに反映させることが必要です。

個別の指導計画については、個別の教育支援計画の作成後、各教科等の指導等、具体的な 指導場面での支援・指導について具体的に記述するとともに、個別の教育支援計画の見直し により本人・保護者の願い等を把握し、それに伴って個別の指導計画の見直しも進めていき ます。個別の指導計画についても、本人、保護者から提示を求められることがあります。い つ提示を求められても対応することができるように、常に最新の計画に更新することが必要 です。



〔図表4「支援がつながる 個別の教育支援計画を始めましょう」 啓発リーフレット、個別の教育支援啓発リーフレットについて〕

(3) 個別の教育支援計画・指導計画の引継ぎ

転学や卒業等により、別の学校や機関へ転出することになった場合には、保護者の了解を 得た上で、転出先へ引き継ぎます。なお、市町村や学校によって様式が違うため、転出先に 個別の教育支援計画を引き継いだことが確実に伝わるよう、細心の注意を払う必要がありま す。

個別の教育支援計画を引き継ぐことで、支援・指導方法や合理的 配慮の内容、配慮事項等について、転出先がすぐに把握することが でき、適切な支援・指導をすぐに行うことができます。個別の教育 支援計画を作成する際に、保護者に個別の教育支援計画を引き継ぐ メリットを十分説明し、引継ぎの了解を得られるよう努めましょう。

第2章 学びの場の柔軟な見直しについて

1 基本的な考え方

就学時に、小学校段階6年間、中学校段階3年間の学校や学びの場が固定されてしまうわけではありません。就学後の学びの場をスタートにして、可能な範囲で学校卒業までの児童生徒の育ちを見通しながら、小学校段階6年間、中学校段階3年間の就学先となる学校や学びの場の柔軟な見直しができるようにしていくことが必要です。

そのためには、児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状況、各教科等の学習の習得状況、自立活動の指導の状況、交流及び共同学習の実施時間数の状況等を勘案しながら、学びの場の変更ができることを、保護者を含めたすべての関係者の共通理解とすることが重要です。その上で、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいて校内教育支援委員会などを行い、それらの計画を適切に評価しながら、対象となる児童生徒の教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を検討・確認することが大切です。この際、学校と市町村教育委員会との連携が必要です。

なお、児童生徒の就学先となる学校や学びの場の変更を最終的に決定するのは、市町村教育委員会となります。

2 継続的な教育相談の実施

児童生徒の教育的ニーズの変化に応じた適切な教育を行うためには、就学時のみならず就 学後も引き続き、保護者との教育相談を行う必要があります。ただし、継続的に教育相談を 行うことが、保護者にとっては精神的あるいは生活上の負担と受け止められる場合もあるこ とから、これらの相談は、保護者を説得するためのものではなく、児童生徒の成長を確認し、 喜び合うものであるという認識が共有されるように努める必要があります。各学校で定期的 に行われている個別懇談の機会を利用したり、日頃から連絡帳等で児童生徒の成長を伝えた りすることもよいでしょう。 また、障害のある子供は、学校に加え、放課後等デイサービス等で過ごす時間も長い場合があることから、児童生徒の成長や課題等について総合的に把握することができるよう、特別支援教育コーディネーターを中心として、日常的に放課後等デイサービスの事業者等との連携を図ることも、継続的な教育相談を行う上で有用です。

なお、障害の状態等の変化による、特別支援学校から小中学校等、又は小中学校等から特別支援学校への転学については、いずれも、対象となる児童生徒が在籍する校長の思料により、その検討が開始されます(学校教育法施行令第6条の3第1項、第12条の2第1項)。このため、特別支援学級担任だけの思いで児童生徒の学びの場の見直しを検討するのではなく、校長の責任のもと、学校として組織的に対応することが重要です。

3 在籍校と教育委員会が連携した学びの場の変更

学校において「一度決めた就学先や学びの場は変えることができない」と誤解されていることがあります。このような誤解が保護者の学校への信頼を失わせることもあります。そのため、すべての関係者が、障害の状態等を踏まえ、柔軟に転学や学びの場の変更ができることを理解することが重要です。

市町村教育委員会は、障害のある児童生徒の障害の状態等の整理や、本人の課題、本人及び保護者の意向等の結果を踏まえ、対象となる児童生徒の教育的ニーズと必要な支援の内容を検討し、本人及び保護者や学校等との合意形成を進めながら、最終的には市町村教育委員会が、法令に基づき、就学先を決定することになります。従って、学校は、特別支援教育コーディネーターや管理職を中心に、市町村教育委員会の担当者との連絡を密にするとともに、指導・支援すべき課題の共有などにも努めることが重要です。

なお、特別支援学校から小中学校等、又は小中学校等から特別支援学校への転学となる学びの場の変更だけでなく、通級による指導の開始や終了、特別支援学級から通常の学級、または通常の学級から特別支援学級への変更など、学校内における学びの場の変更についても、最終的に決定するのは市町村教育委員会となります。



第3章 特別支援学級の1年の流れ

この章は、特別支援学級の1年の流れや、担任が行う教育活動のポイントを例として提示し、 担任として、どのような点に配慮して教育活動を進めていくとよいかを考えていただく資料とな ります。また、管理職の役割を確認する際に活用していただく資料にもなっています。

1 特別支援学級の1年間(例)

月	教育活動	留意事項
3月	○新年度準備○担当する子供に関する 情報の引継ぎ	☆個別の教育支援計画・指導計画を活用して、引継ぎが行われることが重要です。また、次年度の教育課程について、 引き継がれることも重要となります。
4月	○教育課程の編成○個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成○家庭訪問・個別懇談	☆引き継がれた情報を基に、教育課程を編成し、計画を作成 します。その際、保護者への説明、同意を得ることが重要 となります。
5月	○支援・指導の実践と改善	☆計画に基づき、支援・指導の充実を図ることが重要です。 ☆子供の成長を保護者とともに確認することが重要です。
6月		
7月	○個別懇談○個別の教育支援計画と	☆教育活動の成果と課題を個別の教育支援計画・指導計画に 基づいて評価し、保護者と共有した上で、計画の見直しを
8月	個別の指導計画の見直し	図り、夏休み以降の学校生活を迎えましょう。
9月		
10月	○支援・指導の実践と改善	☆計画に基づき、支援・指導の充実を図ることが重要です。☆子供の成長を保護者とともに確認することが重要です。
11月		
12月	○個別懇談○個別の教育支援計画と個別の指導計画の見直し	☆教育活動の成果と課題を個別の教育支援計画・指導計画に 基づいて評価し、保護者と共有した上で、計画の見直しを 図り、冬休み以降の学校生活を迎えましょう。
1月	○支援・指導の実践と改善	☆計画に基づき、支援・指導の充実を図ることが重要です。 ☆子供の成長を保護者とともに確認することが重要です。
2月	○個別懇談○個別の教育支援計画と個別の指導計画の評価・	☆1年間の教育活動の評価を個別の教育支援計画・指導計画 に基づいて行い、次年度の目標を見いだした上で、引継ぎ を行うことが重要です。 ☆次年度の教育課程の方針について決定しておくことが重要
3月	引継ぎ ○次年度の教育課程の編成 準備	です。 ☆個別の教育支援計画・指導計画の評価や次年度の教育課程 の方針については、保護者に説明することが求められています。

2 特別支援学級担任が行う教育活動のポイント(例)

(1) 新年度準備から年度当初

ア 担当する児童生徒に関する情報の引継ぎ

新年度から特別支援学級を担任することが分かったら、担当する児童生徒の情報を前担任、特別支援教育コーディネーター等から引き継ぐことが重要です。その際には、個別の教育支援計画と個別の指導計画を用いて、計画に対する評価等を基に児童生徒の特性を把握し、支援・指導の方針を決定していきましょう。

イ教育課程の編成

前年度の担当から引き継いだ情報を基に、児童一人一人の教育課程を編成します(第 1章2参照)。その際、本人・保護者にどのような教育課程で学習を進めるのか、管理 職の同席のもと説明し、合意形成を図ることが重要です。

ウ 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成

教育課程の編成と並行して、引き継いだ児童生徒の情報を基に、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成を進めます。特別支援学級に在籍する児童生徒には、学習指導要領にてそれぞれの計画を作成することとされています。そのため、計画は学校が主体となって作成しますが、本人・保護者の同意を得て、本人・保護者とともに作成することが重要です。その際、児童生徒に関する情報の更新や長期・短期目標の設定、中学校卒業後の進路希望を確認することが大切となります。中学校卒業後の進路希望は、教育課程の編成にも関わる重要な点となります。イとウについて、本人・保護者と合意形成を図る場は、年度当初の個別懇談や家庭訪問を活用することが考えられます。

(2) 学期中・長期休業中

ア 支援・指導の実践と改善

教育課程と個別の教育支援計画と個別の指導計画に基づいて、支援・指導を実践していくことが重要です。その際、効果が現れない支援・指導については随時、計画を見直し、変更していかなければなりません。児童生徒ができないときには、教員の支援・指導に課題があると捉え、支援を工夫し、改善することが全ての教員に求められる姿勢です。

しかし、担任一人だけでは、子供の成長を支えることができない場合があります。そのため各学校には、特別支援教育校内委員会が設置され、特別支援教育コーディネーターが配置されています。学校全体でチームとして、特別支援学級の児童生徒の成長を支えていきたいものです。

また、特別支援学級の担任だけに求められることではありませんが、児童生徒の成長を 細やかに捉え、タイムリーに保護者へ伝えるとよいでしょう。

イ 個別の教育支援計画と個別の指導計画の見直し

支援・指導の改善に合わせて計画を見直し、修正するだけでなく、長期休業中には、 本人・保護者と計画変更の情報を共有しておくことが大切です。このような場として、個別懇談等を活用していくことが考えられます。

(3) 年度末

ア 個別の教育支援計画と個別の指導計画の評価、引継ぎ

個別の教育支援計画と個別の指導計画に基づいて行った 1年間の教育活動を振り返り、評価をし、次年度の方針を決 定します。その際も本人・保護者と共通理解を図ることが重 要です。その上で、次年度の担任に計画の引継ぎを行ってい きましょう。1年間の成長や今後の課題、児童生徒の特性を しっかりと引き継ぐことが大切です。



児童生徒の良さや成長をどれだけたくさん伝えることができるかが、1年間の担任としての成果につながります。

イ 次年度の教育課程の編成準備

アと並行して、次年度の教育課程の方針を決定し、本人・保護者との合意形成を図っておくと次年度のスタートが円滑に進みます。年度末の個別懇談等を活用することが考えられます。また、計画と同様に次年度の担当に引き継いでおく必要があります。

3 特別支援学級を支える管理職のポイント

国立特別支援教育総合研究所作成「特別支援学級の教育課程の編成・実施ガイドブック」の第4章「特別支援学級の学級経営を支える」には、管理職の役割や特別支援学級に関わる管理職の1年間等が詳細に記述されています。御一読いただき、参考にしてください。

以下は、上記資料の管理職の役割を抜粋したものとなります。

(1) 特別支援学級の教育課程への関与

特別支援学級に在籍する子供の教育課程に関する理解を学校全体で図り、特別支援学級の担任とともに充実した指導が行われるよう教育課程を編成することが大切です。

また、本人・保護者に教育課程の説明、合意形成を図る際には、その内容を把握し、同席することも大切です。

(2) 教室の使用計画・配置

通常の学級同様に特別教室の使用計画に配慮することや、特別支援学級の配置を障害特性 に配慮するとともに、多くの児童生徒、教職員との交流が自然と発生するような場所に配置 することが大切です。

(3) 担任の理解者

特別支援学級での授業を参観し、校内での特別支援学級の理解・啓発を進めるための配慮が大切です。

(4) 研修機会の確保

全国的にも特別支援学級が年々、増加傾向にあります。専門性の高い教員が特別支援学級の担任となるよう研修の機会を確保することが大切です。

第4章 特別支援教育担当として

知っておくべき基本事項

1 障害の捉え方と自立活動とのかかわり

世界保健機関(WHO)は、「特殊教育」が行われていたときに採用していた「国際障害分類(ICIDH)」の改訂作業を行う中で、障害のある人だけでなく、障害のない人も含めた生活機能分類として、平成13年に、「国際生活機能分類(ICF)」を採択しました。

ICFでは、人間の生活機能は「心身機能・身体構造」、「活動」、「参加」の3つの要素で構成されており、それらの生活機能に支障がある状態を「障害」と捉えています。そして、生活機能と障害の状態は、疾病等によって規定されるだけではなく、その人の健康状態や環境因子等と相互に影響し合うものと説明されています。

自立活動が指導の対象とする「障害による学習 上又は生活上の困難」は、WHOにおいてICF が採択されたことにより、それとの関連で捉える ことが必要です。つまり、精神機能や視覚・聴覚な どの「心身機能・身体構造」、歩行やADL(食事 や排泄、入浴等の日常生活動作)などの「活動」、 趣味や地域活動などの「参加」といった生活機能



との関連で「障害」を把握することが大切であるということです。そして、個人因子や環境 因子等とのかかわりなども踏まえて、個々の幼児児童生徒の「学習上又は生活上の困難」を 把握したり、その改善・克服を図るための指導の方向性や関係機関等との連携の在り方など を検討したりすることが求められています。

平成23年7月に改正された「障害者基本法」に規定する障害者については、いわゆる障害者手帳の所持に限られないことや、難病に起因する障害は心身の機能障害に含まれ、高次脳機能障害は精神障害に含まれることが規定されました。つまり、障害者が日常・社会生活で受ける制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという考え方、すなわち、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえた障害の捉え方については、WHOにおいてICFが採択されてから、引き続き、大切にされています。

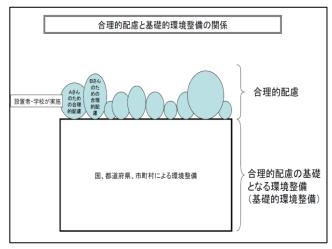
ICFのこのような視点は、実は、自立活動の指導においても考慮されてきた点です。なぜなら、自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を含むものだからです。「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」とは、例えば、食べること、視覚や聴覚を活用すること、歩くことなど、生活を営むために基本となる行動に関する要素であり、これらはICFで示している生活機能に当たるものと言えます。後者の「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」とは、例えば、視覚障害ゆえの見えにくさを改善する方法を身に付けること、あるいは病気の進行を予防するための自己管理の仕方を学ぶことなどであり、ICFでも障害として示している状態を改善・克服するための要素です。したがって、自立活動の内容は、ICFで示されている「生活機能」と「障害」の双方の視点を含むものと言えます。

2 合理的配慮とその基礎となる環境整備

就学先の決定に当たっては、子供が就学先となる学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、障害のある子供の就学に当たって、環境整備の状況確認を含め、実際の受入れ体制の準備は欠かせないものです。

障害者差別解消法第5条においては、「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」とされており、合理的配慮を的確に行えるようにする環境の整備について、行政機関及び事業者の努力義務とされています。

このような合理的配慮の基礎となる 環境整備については、基礎的環境整備 と呼ぶこととされています。基礎的環 境整備は、不特定多数の障害者が主な 対象となるものでありますが、その整 備状況を基に、設置者及び学校が、各学 校の状況に応じて、障害のある子供に 対し、合理的配慮を提供することとな ります。合理的配慮の充実を図る上で、 基礎的環境整備の充実は欠かせませ ん。そのため、必要な財源を確保し、国、 都道府県、市区町村は、インクルーシ ブ教育システムの構築に向けた取組と



〔図表5「合理的配慮と基礎的環境整備の関係〕

して、基礎的環境整備の充実を図っていく必要があります。

中央教育審議会初等中等教育分科会報告において、合理的配慮とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。なお、障害者の権利に関する条約において、合理的配慮の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要があります。

これらを踏まえ、学校の設置者及び学校は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた 取組として、合理的配慮の提供を行う必要があります。その際、 現在必要とされている合理 的配慮は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、関係者間で共通理解を図 る必要があります。なお、設置者及び学校と本人及び保護者の意見が一致しない場合には、 教育支援委員会等の助言等により、その解決を図ることが望ましいです。

合理的配慮は、子供一人一人の障害の状態等を踏まえて教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討を通して、個々に決定されるものです。そのため、各学校の設置者及び学校は、個々の教育的ニーズを整理する必要があります。

これを踏まえて、設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、合理的配慮について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいです。その内容は、個別の教育支援計画に明記するとともに、個別の指導計画においても活用されることが重要です。

3 参考となる資料

(1) 文部科学省通知

主な通知等とそのリンク先を紹介します。

- ア 特別支援教育の推進について <平成19年4月1日> https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101/001.pdf

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/__icsFiles/afieldfile/2012/07/24/1323733_8.pdf

- ウ 学校教育法施行令の一部改正について <平成25年9月1日> https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1339311.htm
- エ 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について <平成25年10月4日> https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm
- オ 発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について <平成28年8月1日> https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1377400.htm
- カ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について <令和3年6月18日>

https://www.mext.go.jp/content/20210621-mxt_tokubetu01-000007449_01.pdf

キ 障害のある子供の教育支援の手引~子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学び の充実に向けて~ <令和3年6月30日>

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00004.htm

- ク 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について < 令和4年4月27日 > https://www.mext.go.jp/content/20220428-mxt_tokubetu01-100002908_1.pdf
- ケ 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用についてQ&A https://www.mext.go.jp/content/20221102-mxt_tokubetu02-100002908_1.pdf

(2) 愛知県教育委員会が作成した特別支援教育に関わる資料

以下の資料は、愛知県教育委員会特別支援教育課Webページよりダウンロードできます。

https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tokubetsushienkyoiku/

- ア 教育支援の手引 <令和5年3月>
 - ・教育相談及び就学事務に関わる全ての方が教育支援を円滑に行うための手引書
- イ 個別の教育支援計画啓発リーフレット「支援がつながる 個別の教育支援計画を始めま しょう」 <令和4年3月>
 - ・ 特別な支援が必要な子供、その保護者に個別の教育支援計画の作成、引継ぎ、活用の 必要性を伝えるためのリーフレット
- ウ 早期支援用サポートブック「心をつなぐアイ・ブックー改訂版ー」 <令和3年2月>
 - ・ 保護者と関係機関等とが協力・連携しながら子育てをするための資料(支援ツール)
- エ 特別支援教育の推進~障害者の権利に関する条約への対応~ <平成28年1月>
 - ・ 障害者の権利に関する条約や関係法令を各学校の教職員が正しく理解し、幼児児童生 徒一人一人の教育的ニーズに対する特別支援教育を着実に推進していくための参考資 料
- オ 教育支援リーフレット「自分らしい生き方の実現に向けて」 <平成27年3月>
 - ・ 特別な支援を必要とする子供の自立と社会参加を目指し、一人一人の発達に応じた「学 びの場」を考えていくための参考資料
- カ 特別支援教育進路指導リーフレット「未来の扉を開こう」 <平成23年3月>
 - ・ 発達障害等困難のある生徒を含めた障害のある生徒一人一人の適切な進路指導に向けて、学校の先生と保護者が、少しでも確かな見通しをもてるように作成したリーフレット
- キ 小中学校における特別支援教育校内支援体制作りガイドブック <平成22年3月>
 - ・ 各校において、特別な支援を必要としている一人一人の子供を指導・支援するための 校内支援体制の充実のために作成したガイドブック
- ク 特別支援教育啓発リーフレット「一人一人が輝くために」 <平成21年3月>
 - ・ 全ての保護者に特別支援教育への理解を深めてもらい、学校と家庭が連携して、子供 の成長と共に歩んでもらうために作成したリーフレット
- ケ 小・中学校「個別の教育支援計画」作成ガイドブック <平成21年3月>
 - ・ 「個別の教育支援計画」を作成する上での考え方、具体的な取組み方等、記入例及び 作成上の留意点を掲載したガイドブック

- コ 愛知の特別支援教育 <毎年8月>
 - ・ 愛知県の特別支援教育に関する数値や情報の紹介リーフレット

サ 指導事例集

・ 地域内の中学校と高等学校をモデル研究校として、通常の学級に在籍する特別な支援 を必要とする生徒の支援・指導の充実及び支援情報の引継ぎ方法・活用等をまとめた事 例集(令和3・4年度モデル事業、小牧市)

(令和元・2年度モデル事業、半田市)

(平成29・30年度モデル事業、津島市・高浜市)

・ 通級による指導を生かし、通常の学級に在籍する発達障害等の児童生徒に対する指導・ 支援方法をまとめた事例集(平成29・30年度モデル事業、西尾市)

> (平成27・28年度モデル事業、知立市・あま市・武豊町) (平成25・26年度モデル事業、清須市・豊川市)

引用·参考資料

- ・ インクルーシブ教育システムの推進を目指す 特別支援学級の教育課程編成・実施ガイドブック(独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 令和3年3月)・・・図表1
- ・ 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説(自立活動編)(文部科学省 平成30年3月)
 - ・・・図表 2
- ・ 交流及び共同学習ガイド(文部科学省 平成31年3月)・・・図表3
- ・ 障害のある子供の教育支援の手引(文部科学省 令和3年6月)